

✚ 貨物概要

甲及び本底が革から成る履物。甲はゴムひも締めで、甲と本底の一部が紡織用繊維で縫製加工され、本底の一部に革を縫い付けている。

バレエ用シューズとして使用される。

✚ 分類

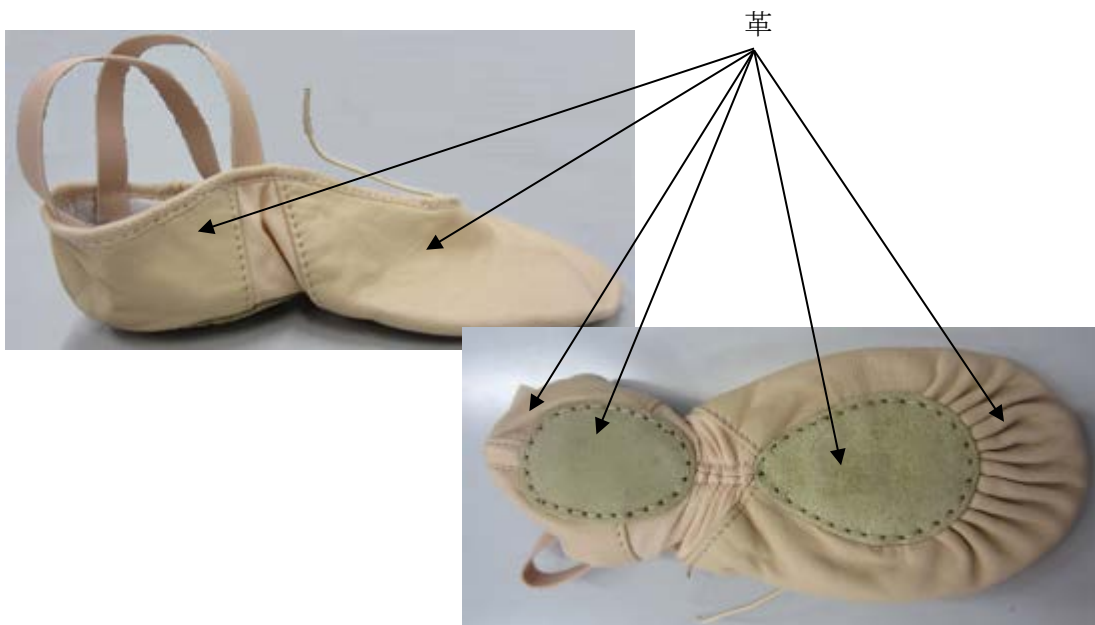
関税率表第 6403.59 号－２－(1) (統計番号 6403.59-020) の体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

✚ 分類理由

「体操用、競技用その他これに類する用途に供する履物」の範囲は、関税分類例規集第 2 編国内分類例規「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」に規定されています。

本品は、上記国内分類例規のⅡの表の 2 に規定された「体操靴」の要件（※）を充足するものと認められますので、上記のとおり分類されます。

（※） 2 体操靴：甲締め部分に「紐」（ひも）、ゴムバンドその他これらに類するものを使用している靴で、形状、機能等を総合的に判断して体操用に供されると認められるもの



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時点における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）